

論 説

法人の目的の範囲
——政治献金は法人の権利能力の範囲内か——

山 田 創 一

目 次

- 一 はじめに
- 二 素材としての判例
- 三 判例の考え方とこれをめぐる学説
- 四 私見

一 はじめに

法人の権利能力は、定款や寄附行為に定められた目的により制限を受けると解するのが、通説・判例の立場で

ある。⁽¹⁾しかし、この立場において、法人の目的を厳格に解するならば、目的外の行為が絶対的無効となることから取引の安全を害することになる。

そこで、判例は、定款又は寄附行為の目的自体に包含されない行為であっても目的遂行に必要な行為は法人の目的の範囲に属するものと解し、その目的遂行に必要な行為か否かは、問題となつてゐる行為が、定款又は寄附行為記載の目的に現実に必要なかどうかの基準によるべきではなくして、定款又は寄附行為の記載自体から観察して、客観的に抽象的に必要であり得べきかどうかの基準に従つて決すべきものと解している。⁽²⁾すなわち、目的内か否かの判断については、①目的遂行に必要な行為も含むこと、②当事者の主観を考慮せず客観的に判断すること、③具体的事情を考慮せず抽象的に判断することにより、取引の安全を図つてきた。とりわけ、「こうした判例法理は、法人の種類（営利・公益・中間）に応じて、具体的に妥当な解決をはかるための技術的手段として、換言すれば、法人の種類に応じて、法人の構成員の利益と第三者の利益を適当に調整するための『一般条項』的なものとして、巧みに用いられて来たといえる」⁽³⁾。なお、通説も、「目的を達成するに相当と認むべきすべての行為を包含するもの」⁽⁴⁾ないし「目的の達成に必要なまたは有益な行為」⁽⁵⁾としており、判例と同じ立場に立つといえよう。

ところで、法人のなす政治献金が法人の権利能力の範囲内か否かにつき、従来多くの議論がなされてきたが、近時、税理士会の政治献金に関し注目すべき最高裁判決が出されるに至つた。⁽⁶⁾この判決は、「税理士会が政党など規正法（政治資金規正法：筆者注）上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に關する政治的要求を実現するためのものであつても、法（税理士法：筆者注）四九条二項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきで

ある。」としており、税理士会の政治献金を権利能力の範囲外とした。もつとも、この判決は、八幡製鉄株式会社の政治献金に関する最高裁判決⁷⁾、及び、労働組合が特定の公職選挙立候補者の選挙運動の支援資金として徴収する臨時組合費に関する国労広島地本事件の最高裁判決⁸⁾の判例変更を行ったものではないが、後述するように、この判決の論理を分析していくと、法人の政治献金は権利能力の範囲外であるとする考え方を内包している。

本稿では、これらの判決を素材として、いかなる法人の政治献金も原則として権利能力の範囲外であることを論証しようとするものである。

二 素材としての判例

以下の判例において、争点はいくつかあるが、本稿では法人の目的の範囲の争点に絞って取り上げる。

1 まず、会社による政治資金の寄付は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎり、会社の権利能力の範囲に属する行為であったとした八幡製鉄政治献金事件最高裁判決が取り上げられねばならない。

(1) 事案の概要

訴外八幡製鉄株式会社（現在、新日本製鉄株式会社）の代表取締役 Y_1 ・ Y_2 が、同会社を代表して自由民主党に政治資金三五〇万円を寄付したので、同会社の株主である X は、政党に対する政治資金の寄付が営利を目的とする会社の本質に反し、同会社の定款に定める目的の範囲外の行為であると主張して、商法二六七条に基づき Y_1 ・ Y_2

に株主代表訴訟を提起し、 $Y_1 \cdot Y_2$ が同会社に連帯して三五〇万円及びそれに対する遅延利息を支払うよう求めた。第一審は、非取引行為（会社が無償で財産を出捐し又は債務を負担する行為）は営利の目的に反する行為であるから定款所定の目的の範囲外の行為であるが、総株主の一般社会人としての合理的意思によれば当然その同意を得られることが期待される非取引行為（社会的義務行為）の場合には例外的に取締役の責任は発生しないと解した上で、特定政党に対する政治資金の寄付は非取引行為であり、社会的義務行為には当たらないとして、 X の請求を認容した⁽⁹⁾。しかし、第二審は、「社会に対する関係において有用な行為は、定款に記載された事業目的の如何及びその目的達成のために必要または有益であると否とにかかわらず、当然にその目的の範囲に属する行為として、これを為す能力を有する」とした上で、政治資金の寄付は社会に対する関係において有用な行為であるから、定款違反の行為であるとはできないとして、 X の請求を棄却した⁽¹⁰⁾。 X 上告。

(2) 判示内容

最高裁は、会社による政治資金の寄付も法人の目的の範囲内と解して、 X の上告を棄却した。すなわち、

(a) 会社は定款所定の目的の範囲内において権利能力を有するが、会社がその社会的役割を果たすために相当な程度の寄付をすることも会社の目的の範囲内といえる。なぜなら、①会社が社会の構成単位たる社会的実在である以上、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであって、社会通念上、会社に期待しないし要請されるものである限り、その期待ないし要請にこたえることは当然になしうること、②企業体としての円滑な発展を図るうえに相当の価値と効果を認めることもできること、③寄付も会社の定款所定の目的を遂行するうえに間接に必要な行為であると認められること、④会社のかかる行為は株主その他の会社の構成員

の予測に反するものではなく、なんら株主等の利益を害するおそれはないといえることからである。

(b) 会社が政党の健全な発展に協力することは、社会的実在としての当然の行為として会社に対しても期待される場所であり、政党に対する政治資金の寄付と災害救援資金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力とで区別すべき理由はない。

(c) 「会社の構成員が政治信条を同じくするものでないとしても、会社による政治資金の寄附が、特定の構成員の利益を図りまたその政治的志向を満足させるためでなく、社会の一構成単位たる立場にある会社に対して期待ないし要請されるかぎりにおいてなされるものである以上、会社にそのような政治資金の寄附をする能力がないとはいえないのである。」

(d) 「会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げない」。

(3) 松田二郎補足意見と大隅健一郎補足意見

八幡製鉄の三五〇万円の政治献金を法人の目的の範囲内とした結論には賛成したものの、松田補足意見は、「各個の具体的場合によって『応分』の寄附が認められるに過ぎない」として、「応分」の寄附を超えた献金であれば法人の目的の範囲外となり権利能力を有しないから無効となるとし（入江俊郎、長部謹吾、岩田誠が同調）、大隅補足意見も、「会社の規模、資産状態、社会的経済的地位、寄附の相手方など諸般の事情を考慮して社会的に相当ないし応分と認められる金額を越える寄附のごときは、会社の権利能力の範囲を逸脱するものと解すべきではないかと考えられる。」として、無効となる場合もあることを認めている。

2 次に、公職選挙に際し、労働組合が特定の立候補者の選挙運動支援のためその所属政党に寄付する資金として徴収する臨時組合費については、組合員はこれを納付する義務を負わないとした国労広島地方本部組合費請求事件の最高裁判決が取り上げられねばならない。

(1) 事案の概要

国鉄労働組合Xが、同組合を逸脱した元組合員Yらに対し、脱退当時未払いであった一般組合費及び臨時組合費(その内訳は、①昭和三二年年末闘争資金二〇〇円、②管理所闘争資金一〇〇円、③志免カンパ五〇円ないし一二〇円、④炭労資金五〇円、⑤安保資金五〇円、⑥政治意識昂揚資金二〇円、⑦無給職員カンパ三〇円、⑧昭和三六年春闘資金三〇〇円〔但し、うち三〇円は④と同じ炭労資金〕)の支払いを請求した事件である。これらのうち、労働組合の政治献金に関する部分は、昭和三五年の総選挙に立候補した国労出身者応援のため所属政党に寄付する資金である⑥の臨時組合費の請求に関する部分である。この⑥の臨時組合費の点に関し、第一審は、組合の一般的目的の範囲を超えるものであるとして、YらはXに納入義務はないとした⁽¹⁾。第二審も、この点に関し、組合員の政治的信条の自由を侵害するから許されないとし、YらはXに納入義務がないとした⁽²⁾。そこで、この点に関し、Xが上告。

(2) 判示内容

最高裁は、⑥の臨時組合費に関し、以下の理由でXの請求を棄却した。すなわち、

(a) 「労働組合は、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団

であつて」、組合員の「協力義務も当然に右目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる」。しかし、組合は、「今日においては、その活動の範囲が本来の経済的活動の域を超えて政治的活動、社会的活動、文化的活動など広く組合員の生活利益の擁護と向上に直接間接に関係する事項にも及び」、こうした「労働組合の活動の拡大は、そこにそれだけの社会的必然性を有するものであるから、これに対して法律が特段の制限や規制の措置をとらない限り、これらの活動そのものをもつて直ちに労働組合の目的の範囲外であるとし、あるいは労働組合が本来行うことのできない行為であるとすることはできない。」もつとも、「そのことから、労働組合がその目的の範囲内においてすべての活動につき当然かつ一様に組合員に対して統制力を及ぼし、組合員の協力を強制することができるとと速断することはできない」のであつて、「この点に關して格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。」

(b)

「労働組合が労働者の生活利益の擁護と向上のために、経済的活動のほか政治的活動をも行うことは、今日のように経済的活動と政治的活動との間に密接ないし表裏の關係のある時代においてはある程度まで必然的であり、これを組合の目的と關係のない行為としてその活動領域から排除することは、實際的でなく、また当を得たものでもない。それゆゑ、労働組合がかかる政治的活動をし、あるいは、そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」とする。

(c) 「政治的活動は一定の政治的思想、見解、判断等に結びついて行われるものであり、労働組合の政治的活動の基礎にある政治的思想、見解、判断等は、必ずしも個々の組合員のそれと一致するものではないから、

もともと団体構成員の多数決に従って政治的行動をすることを予定して結成された政治団体とは異なる労働組合としては、その多数決による政治的活動に対してこれと異なる政治的思想、見解、判断等をもつ個々の組合員の協力を義務づけることは、原則として許されないと考えるべきである。かかる義務を一般的に認めることは、組合員の個人としての政治的自由、特に自己の意に反して一定の政治的態度や行動をとることを強制されない自由を侵害することになるからである。」

(d) 「労働組合の政治的活動とそれ以外の活動とは実際上しかく截然と区別できるものではなく、一定の行動が政治的活動であると同時に経済的活動としての性質をもつことは稀ではないし、また、それが政治的思想、見解、判断等と関係する度合いも必ずしも一様ではない。したがって、労働組合の活動がいささかでも政治的性質を帯びるものであれば、常にこれに対する組合員の協力を強制することができないと解することは、妥当な解釈とはいいがたい。例えば、労働者の権利利益に直接関係する立法や行政措置の促進又は反対のためにする活動のごときは、政治的活動としての一面をもち、そのかぎりにおいて組合員の政治的思想、見解、判断等と全く無関係ではありえないけれども、それとの関連性は稀薄であり、むしろ組合員個人の政治的立場の相違を超えて労働組合本来の目的を達成するための広い意味における経済的活動ないしはこれに付随する活動であるともみられるものであって、このような活動について組合員の協力を要求しても、その政治的自由に対する制約の程度は極めて軽微なものといえることができる。それゆえ、このような活動につい

ては、労働組合の自主的な政策決定を優先させ、組合員の費用負担を含む協力義務を肯定すべきである。」

(e) 政治意識昂揚「資金は、総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金であるが、政党や選挙による議員の活動は、各種の政治的課題の解決のために労働者の生活利益とは関係のない広範な領域にも及ぶものであるから、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすものとして、組合員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断ないしは感情等に基づいて自主的に決定すべき事柄である。したがって、労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが……、組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべき」である。

3 さらに、税理士会が政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付することは、法で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、そのために会員から特別会費を徴収する旨の税理士会の総会決議は無効であるとした南九州税理士会政治献金徴収拒否訴訟の最高裁判決が取り上げられねばならない。⁽¹³⁾

(1) 事案の概要

南九州税理士会Yは、税理士を構成員として設立された法人であるが、Yの定時総会において、税理士法改正運動に要する特別資金とするため各会員から特別会費として金五〇〇〇円を徴収し、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るなどの政治活動を行うことを目的として設立された政治資金規正法上の政治団体である南九州各県税理士政治連盟に寄付する旨の決議がなされた。ところが、Yの会員であるXはこれに反対して特別会費の納入を拒否

したため、Yはその規則に基づきXの有していた役員選挙権及び被選挙権を停止し、Xを選挙人名簿に登録しないまま役員選挙を実施した。そこで、Xは、公的性質をもつ強制加入団体である税理士会が政治資金規正法上の政治団体である南九州各県税理士政治連盟に金員を寄付するのは税理士会の目的の範囲外の行為であるとして、①特別会費五〇〇〇円の納入義務が存在しないことの確認を求めると同時に、特別会費の滞納を理由として役員選挙におけるXの選挙権及び被選挙権を停止したYの措置は不法行為であるとして、②慰謝料五〇〇万円の支払いを求める訴えを提起した。第一審は、強制加入の公益法人である税理士会が、会員の政治的信条を無視して政党や特定政治家の後援会に政治資金を寄付することは、法人の目的外の行為であり、政治資金を寄付する旨の決議は民法四三条に違反して無効であること、税理士法の一部改正に賛成するか否かは、各税理士が個人的、かつ、自主的な思想、見解、判断等に基づいて決定すべき事であるから、それについて多数決でもって会員を拘束し、反対の意思表示をした会員に対してその協力を強制することは許されず、また、右運動に要する特別資金とするため特別会費の納付を強制することは、反対の意思表示をした会員に対し一定の政治的立場に対する支持の表明を強制することに等しく、許されないことを理由に、Xの①の請求を認め、②の請求も一五〇万円と遅延損害金の限度で認容した。¹⁴⁾

しかし、第二審は、税理士会が、税理士業務の改善、進歩を図り、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度の確立を目指し、法の制定や改正に関し、関係団体や関係組織に働きかけるなどの活動を推進する団体に寄付を行うことは、目的の範囲内の行為であること、本件寄付の決議は、特別会費をもって、南九州各県税理士政治連盟を通じて特定政党、特定政治家へ政治献金を行うことを目的としてされたものとは認められないこと、南九州各県税理士政治連盟が特定の政治家の後援会等に寄付をすると、付随的にその政治家の一般的な政治的立場ないし主義、

主張をも支援する活動をしたという結果を生じるが、その関係は迂遠かつ希薄であるからXの政治的思想、信条の自由を侵害するものとはいえないことなどを理由に、Xの①②の請求を棄却した⁽¹⁵⁾。そこで、Xが上告。

(2) 判示内容

最高裁は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に会員の寄付をすることは、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、税理士法で定められた税理士会の目的（税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする）の範囲外の行為であり、こうした寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解して、原判決を破棄し、Xの①の請求については理由があるとして自判し、②の請求については原審に差し戻した。すなわち、

(a) 「税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行う」という公的な目的を有し、しかも、「法が、あらかじめ、税理士にその設立を義務付け、その結果設立されたもので、その決議や役員らの行為が法令や会則に反したりすることがないように、大蔵大臣の」監督に服する法人であり、また、「強制加入団体であつて、その会員には、実質的には脱退の自由が保障されていない」団体であるから、会社とはその法的性格を異にしており、目的の範囲を会社のように広範なものと解するならば、法の要請する公的な目的の達成を阻害して法の趣旨を没却する結果となる。

(b) 「税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づ

いて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う」が、強制加入の法人であることから、会員の思想・信条の自由との関係で、「会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。」

(c) 「特に、政党など規正法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規正法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり……、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに関係につながる問題だからである。」

(d) 法は、「税理士会が、税務行政や税理士の制度等について権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができるとしているが、政党など規正法上の政治団体への金員の寄付を権限のある官公署に対する建議や答申と同視することはできない。」

(e) こうして、公的な性格を有する税理士会が、政党など政治資金規正法上の政治団体に対する金員の寄付を、「多数決原理によって団体の意思として決定し、構成員にその協力を義務付けることはできない」というべきであり、「税理士会がそのような活動を行うことは、法の全く予定していないところであ」って、「たとい税理士に係る法令の制定改廃に関する要求を実現するためであっても、……税理士会の目的の範囲外の行為といわざるを得ない。」

三 判例の考え方とこれをめぐる学説

1 判例の考え方

判例は、株式会社の場合には、会社が政党の健全な発展に協力することは、社会的実在としての当然の行為として会社に対しても期待される場所であり、政党に対する政治資金の寄付は、災害救援資金の寄付、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力とで区別すべき理由はないとして法人の目的の範囲内とし、労働組合の政治献金の場合にも、労働組合が政治的活動をし、「そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」としていることから、目的の範囲内としていと解される。⁽¹⁶⁾しかし、労働組合において、特定の公職選挙立候補者の選挙運動の支援資金を、徴収決議に基づき個別に強制徴収することは許されないとする。そして、税理士会の政治献金の場合には、税理士会が、公的な目的を有し、大蔵大臣の監督に服する法人で、しかも強制加入の団体であつて実質的には脱退の自由が保障されていない団体であることから、会社の場合と異なり、そもそも法人の目的の範囲外であると解している。この税理士会の政治献金に関する最判平成八年三月一九日判決は、税理士会のみならず、弁護士会、司法書士会、行政書士会といった強制加入の団体である公益法人にも、妥当することになるであろうし、こうした意味で政治献金を法人の目的の範囲内とした最大判昭和四五年六月二四日判決の射程範囲を狭めたとみることができる。

2 判例をめぐる学説

(1) 最大判昭和四五年六月二四日判決

(a) 株式会社の政治献金を法人の目的の範囲内とした本件判決の結論に賛成する見解

① 鈴木武雄「政治献金事件の最高裁判決について」商事五三二号二頁以下（昭四五）

もつとも、積極的に会社の政治献金の有用性を説く判決理由に対しては、「何としても行きすぎである。」「判旨は、上告理由の論法を排撃するのに急なあまり、常識的な線をふみ越えたような感じがする。要するに、会社の利益に立つて考えれば、政党に対して政治資金の寄附をすることが、企業体の存続・発展に積極的に資するかから進んで寄附をするのだと考えるよりも、寄附をしないことによつて企業の存続・発展が阻害されるのを回避するために寄附しているにすぎない」「判旨のように積極的にならなければならないはずである。」と、批判的である。

② 高島正夫「政治資金の寄附と取締役の忠実義務」金判二三九号三頁以下（昭四五）

③ 田中誠二「再全訂会社法詳論（上巻）」七六頁以下、六三九頁以下（勁草書房、昭五七）

④ 幾代通『民法総則』一一二頁（青林書院、第二版、昭五九）

⑤ 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（1）』一一〇頁以下（竹内昭夫）（有斐閣、昭六〇）

⑥ 前田達明「法人の権利能力・行為能力・不法行為能力（2）」法教一一〇号五九頁（平元）
もつとも、前田教授は、「多額の場合に疑問が残る」とされる。

⑦ 坂田桂三『現代会社法』八七頁（中央経済社、第二版、平五）

⑧ 内田貴『民法I』一九九頁以下（東京大学出版会、平六）

内田教授は、「端的に、政治献金も企業の活動に間接的にせよ役立つと判断される以上、当然に目的の範囲内である、と論ずるべきだった。そして、そのことは、寄付の相手が政党であろうと慈善団体であろうと、あるいは災害の被害者であろうと変わりはないのである。その寄付の結果何らかの意味で会社にプラスになるのなら、すべて目的の範囲内である。寄付の対象が道徳的政治的に支持できるものであるかどうかによって贈与契約の効力が左右されるのでは、取引の安全が脅かされること甚だしいからである。」と論じ、「たとえ政治的に政治献金絶対反対という立場をとったとしても、民法四三条の解釈によってそれを実現しようとするのは、解釈論としては無理がある。これが、法律家の論理というべきものである。」とまで論じられている。

⑨ 遠藤浩『民法基本判例 1総則』三四頁以下（信山社、平七）

もつとも、遠藤教授は、「社会通念上相当と認められる範囲内に限られるべきであつて、会社の規模、資産状態など諸般の事情を考慮して社会的に相当ないし応分と認められる限度を超える寄付は許されない、というべきである」とされ、無効となる可能性も認めている。

⑩ 船越隆司『民法総則 理論と実際の体系1』三八五頁（尚学社、平九）

もつとも、船越教授は、政治献金の場合、「金額、会社の規模・資産状況、相手方政党、当時の政治的経済的状况などを考慮して、不相当と認められるときは、権利能力の範囲外とされねばならない。」とされる。

(b) 法人の目的の範囲内とした本件判決の結論に反対する見解

① 富山康吉「最高裁の政治献金論」45・6・24最高裁大法廷判決を契機として」法セ一七四号二頁以下（昭四五）

なお、富山教授は、富山「株式会社のみならず献金（一）——（三）完」民商四七卷三号三七四頁以下（昭三七）、

五号七一四頁以下（昭三八）、六号八九六頁以下（昭三八）において、会社の権利能力の範囲を定める価値判断の基準となるのは、会社のなす取引的行為については、会社の構成員たる株主の利益と取引の相手方である第三者の利益の調整であるのに対し、会社のなす寄付・献金については、会社内部における株主の私的利益と会社の外から働く社会的利益の調整であるとした上で、教育事業・社会事業などへの寄付については、社会の構成員に基本的な価値観の対立のない社会の一般的利益をはかる行為として評価されうるから、会社の社会的責任として寄付をすることが許されるが、政治献金については、政治意思形成への参加は原則として個人たる市民の生活関係に属し、民法上の法人はかかる生活関係に立たないから、権利能力の範囲外の行為として全く許されないとされる。

②福岡博之「会社と政治献金」企業法研究一八四輯二一頁以下（昭四五）

③西原寛一「判批」民商六四巻三号五〇八頁以下（昭和四六）

西原教授は、会社の無償行為たる寄付については、取引行為と異なる権利能力論を展開すべきとし、客観的・抽象的に考えるのではなく個別的・具体的に考えるべきとされる。その上で、社会福祉事業や教育事業に対する寄付と政治献金とは質的に異なるとし、前者については応分の出捐をすることができるが、後者については許されないとされる。

④服部栄三「判批」商法の判例第三版（ジュリ増刊）九頁以下（昭五二）

服部教授は、民法四三条が会社に類推適用されないという前提の下に、政治献金は会社の権利能力内の行為として有効であるけれども、それは会社の目的の範囲外の行為であり、したがって常に取締役の忠実義務違反をも

たらずとされる。

⑤岩崎稜「判批」法セ一九八二年一月号別冊付録『判例ハンドブック「会社法」』一四頁（昭五七）

岩崎教授は、「本判決は株式会社会社の政治献金を奨励しているその論旨において、最高裁判例の中で最も愚劣かつ品性を欠いた判旨である。」とし、「会社という営利法人設立自由が認められている大前提は、会社が政治から遮断されていること、すなわち所与の社会体制の下で営利に専念することである。会社が政治活動できるのは、全社員が政治活動の手段として事業活動することを納得している場合（傾向企業）に限られる。」とされる。

⑥鍛冶良堅「法人の『目的ノ範囲』」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一八四頁（有斐閣、昭五九）

⑦相本宏「法人論」星野英一ほか編『民法講座Ⅰ』一七四頁（有斐閣、昭五九）

⑧北野弘久「税理士会の政治献金」時法一三二一号六七頁以下（昭六二）

⑨森泉章「判批」星野英一・平井宜雄編『民法判例百選Ⅰ』二五頁（有斐閣、平元）

⑩三枝一雄「会社のみならず政治献金」論について」法論六三卷二一三号八〇頁以下（平二）

⑪新山雄三「株式会社企業の『社会的実在性』と政治献金能力―いわゆる八幡製鉄政治献金事件判決の分析と評価―」岡法四〇卷三二四号一四七頁以下（平三）

新山教授は、「政治献金は、その他の寄付行為と明確に区別されなければならない。すなわち、近代法システムの下における株式会社企業の社会的実在性とは、まさに、『私的な』営利追求を目的とした、『経済人 homo economics』としての限定された存在を意味する、規範的概念に他ならなかったのである。それゆえに、政治献金を含む政治的活動は、そのような『経済人 homo economics』としての株式会社企業の、営利社団法人として

の社会的実在性を越えた行為であるとしか言いようがなく、それが定款所定の目的の範囲内の行為であるか否かを問題にするまでもなく、およそ法人たる会社の権利能力の性質上の制限による能力外の行為として、政治献金を行うことは出来ないものと考えられるべきである。」とされる。

⑫白羽祐三『プロパティと現代的契約自由』一一二七頁以下（中央大学出版部、平八）

白羽教授は、「会社の『目的の範囲内』（民四三条）に関する判例法理は私法上の取引行為（有償行為）に関して形成・発展されてきたものであって、政治献金とはなんら関係がない」のに、最高裁は「この法理を取引行為以外の会社の『政治献金』にまで拡張」したと批判し、企業献金は「企業が『政治を買う』行為（実体は賄賂）なのであり、アブノーマルなヤミ取引である」として、最高裁が政治献金は災害救済資金の寄付などの場合となら異なる点とした点も批判する。

(2) 最判昭和五〇年一月二八日判決（本判決は、政治献金を、組合基金のうちから支出する場合と、徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合とで区別して扱い、前者を肯定し後者を否定する立場に立っている）、後者の場合についても字説の見解を記述する）

(a) 組合基金のうちから政治献金をすることが許されるとする見解

①三島宗彦「労働組合についての諸問題」菊池勇夫編『社会法綜説（上）』一一〇頁以下（有斐閣、昭三四）

三島教授は、「組合員は一般に資金カンパに対し批判的であるにもかかわらず、組合の資金の中から流用されることについては、割に無関心であるという非難がある。最近ではこのような傾向はよほど改善されているよう

に思われるが、事実そうであるならそのような幹部の態度は不当であるし、組合員としては徹底的に批判する自由を持つこと言うまでもない。政治活動ということも、もとより組合員の意思を無視してなし得るはずのものではない。ところで資金カンパに応じない者に対して、統制権は発動できるものだろうか。臨時組合費の徴収が規約上認められているか、または總會の決定によつて承認された場合には、常識を逸しない限度（大体一月分の組合費の額というのが臨時組合費の限度ではないかと思われるが、場合によつては二月分程度までは許されよう）ならば、これを納入しない者に対して、或程度の制裁はやむをえまい。とくに悪質な者に対しては、除名も可能であると考える。」と解されている。結局、組合基金から流用された場合には、不当であるから組合員は批判する自由があるが、法的には問題ないとする立場である。

②窪田隼人「労働組合の政党支持と統制権」日本労働法学会編『労働法』二三号四一頁以下（労働法学研究所、昭三九）

窪田教授は、組合が「政治献金を任意にすること自体は自由である。ただ、かかる献金は、それが組合の本来的目的の実現に役立たしめるためのものであつても、結局は労働組合員全員の一致した支持をうけるとは限らない特定の政治的立場の下に立つ政党・候補者自らの資金として役立たしめようとするものであるから、政治的主義・主張を異にする者までも、労働組合の内部統制権をもつて拘束しうるほどのものとはいえない。したがつて、特定政党または候補者に対する政治献金のために、組合員に対し特別の賦課金を徴取することを決定した場合に、これと政治的立場を異にする組合員が、かかる拠出を拒絶したとしても、労働組合の制裁金をもつて臨むことはできないと解する。」とする一方、すでに存在する組合基金のうちから政治献金をする場合に関しては、

「政治献金は、特定政党の支持が政治的思想の行動の表明であるのと違って、反対組合員に組合の支持する政党への個人的支持を要請することなく、労働者の共通の生活利益を向上させるためには、ある政党を支援することによって、もっともよく反映できるという当該労働組合としての立場からする政治活動的要素を含むものとみることができるのであるから、なお考慮すべき余地はあるが、一応の結論として、多数決による政治献金は許されると解する。ただ、反対組合員から献金に対する特別の基金留保意思があつた場合には、その意思は充分尊重されるべきものであらう。」とされるが、反対組合員が行つた基金留保意思を組合幹部が無視して、組合の支持する政党・候補者に全額献金したような場合、反対組合員が自己割当相当分だけ組合基金への返還請求もしくは支出差止請求をすることができるとみないで、組合幹部の内部責任の問題として処理すべきとされる。

③ 山口浩一郎「判批」判タ三〇二号八五頁以下（昭四九）

山口教授は、総選挙における立候補者の選挙資金にあてるため、臨時組合費を徴収するのは、組合の目的の範囲外のものとして、決議に拘束力がないとする一方、八幡製鉄最高裁判決に関しては「疑問を感じるが、この判旨をみとめる以上、労働組合についても、すでに存する資金すなわち一般組合費からの政党への拠出は完全にこれをみとめざるをえないであらう。そうでなければ、それは法の下の平等の原則に反する。したがって、この結果、労働組合としては、特定政党の選挙運動のための資金を拠出しようと思えば、目的を特定した特別の臨時組合費を徴収するのでなく、一般財政を補充する不特定目的の臨時組合費を徴収し、一たんこれを一般会計にくりいれ、その後ここから支出すればその拠出はまったく適法ということにならざるをえまい。」として、消極的ながらも組合基金のうちから政治献金をすることを肯定される。

④近藤昭雄「政党支持問題の法的側面」労旬八六五号四六頁（昭四九）

近藤教授は、「支持決議に基づいて組合が組合員に特定政党・候補者へのカンパを求めることは当然に許されることはもちろんである。だが、党派活動の自由を保障するべきであるとの視角は、それに反対しあるいはその拠出を拒否したことをもって統制処分の対象とはなし得ない」とする一方、組合の一般財産から特定政党・候補者へカンパを拠出することに関しては、「政党カンパが許されるか否かは、むしろ団結自治のうちにおいて決せられるべき問題であるというべきであり、問題をすべて裁判所にもち込む法的権利の問題として捉えるのは、法の物神崇拜以外の何者でもあるまい。しかもすでにみたように、資金拠出の基礎となるところの政党支持決議それ自体は法的にも有効なものとして捉えられるべきであるとするならば、その決議に基づく資金拠出行為は、その決議の具体的現象形態に組合意思に基づく組合それ自体の行為として、肯定されるべきである。そして組合員の党派活動を思想・信条の自由において捉えるにせよ、団結活動の自由として捉えるにせよ、その組合の行為それ自体によって組合員の権利が侵害されるものではあるまいし、組合財産との関係と違ってみても、個々の組合員の持分権が成立しない以上、組合財産が減少したという結果をもたらすにすぎず、組合員の権利侵害を生み出すものでもあるまい。また、組合の多数意思に基づく組合それ自体の行為としてみるならば、組合幹部の責任を追求することも許され得るものではなからう。とすれば、組合の一般財産からの資金カンパの拠出それ自体は、有効な政党支持決議に基づくところの正当な行為としての評価を加えられるべきものであるといわなければならぬ。そして、それに対して反対な組合員は、政党支持を含めての党派活動の一環としての運動を展開することによって自己の主張の実現をはかるべきが筋というものであらう。」とされる。

⑤外尾健一『労働団体法』一四一頁以下（筑摩書房、昭五〇）

外尾教授は、「わが国では、労働組合の政治寄金を禁止する法律が制定されていないし、組合が支持する政党ないし候補者に対して政治寄金を組合財政の中から寄付することをきめても、組合の目的を右のように解する（労働者の経済的地位の向上ないしは生活利益の擁護という目的を達成するのに必要な行為は、社会運動、政治運動も含めて、すべて組合の目的に含まれる……筆者注）かぎり、権限外のこと（*ultra vires*）とはなしえない。もちろん、組合は政治的信条の同一性のうえになり立つ政治団体ではないから、組合員の中には、自己の支持しない政党ないし候補者に組合の資金を支出することを快しとしない者が存在しうるであろう。しかし、労働組合は法的単一体として、それ自体独立した存在であり、組合財産は組合の単独所有であるから、多数決によって政治寄金の支出の可否を決定することができる。しかしながら、特定政党ないし候補者に対する政治寄金が、臨時組合費の徴収という形をとるときには、別異に解せざるをえない。一般組合費からの政治寄金の支出が法的にも肯定されるのは、組合財政の支出の問題であり、組合員の思想信条を直接に侵害するとはいえないからであった。しかし、政治寄金のための臨時組合費の徴収決議は、新たに個々の組合員に対して政治寄金の納付を要求しようとするものであり、個人の思想信条に直接にかかわりをもつものであるから、自主的な任意カンパの形態をとらないかぎり、徴収決議自体は無効となしえないとしても *ultra vires of the majority* として、個々の組合員を法的には拘束しえないといわなければならないであろう。」とされる。

(b) 組合基金のうちから政治献金をすることが許されないとする見解

①片岡昇「労働組合の統制権」続学説展望（別冊ジュリ第四号）一八七頁（昭四〇）

片岡教授は、「労組が政党ではなく、また組合員には憲法上政治的信条の自由の一表現として政党支持の自由が保障される以上、特定政党・候補者支持の決議は労組本来の活動目的の範囲を逸脱し、組合決議としてはやはり無効というべきであろう。」とされるので、政治献金を徴収決議に基づき個別に強制徴収することは許されなればかりでなく、「それに基づいて特定政党に対し組合基金から献金することも許されない」ことになる。「また特定政党の支持が実は労働者の経済的地位の向上に資する意味をもつとみられる場合には、同じような政策をかかげる他の政党に支持決議が拡大される余地が残されていないかぎりやはり拘束力はないというべきであろう。」とされる。もつとも、片岡昇「判批」判評八八号一八頁以下（昭四一）によれば、労働組合の本来的目的を達成するために、複数政党並びにその候補者を支持支援する決議であっても、組合員個人の政治活動・政党支持の自由に鑑み、組合員に対して政治活動の方向を示唆し、それに対する自発的協力を期待しうるにとどまるとされるから、政治献金を、徴収決議に基づき個別徴収したり、組合基金から支出することは一切許されないことになる。

②川口実「労働組合の政党支持の自由と統制権」季労六七号一六頁以下（昭四三）

川口教授は、個人の政治的信条を尊重する見地から、政治献金を行うため労働組合の組合員に特別の賦課金を課しその違反者に制裁を科すことはできないとされる。そして、一般基金から政治献金を行うことも無効とされ、その支出の全部差止め又は返還請求を認める立場をとる。その理由としては、「多数決を認めることによつて少数者の政治的信条が無視される―通常の組合費を払うときにはそれが政治献金に流用されるとは考えておらず、また流用される可能性があるときは反対のチャンスを与えなければならぬ―」からである。もつとも、組

合員の立場に按分比例した献金を一般基金から支出する方法も考えられなくはないが、「どの政党にも献金したくないものの少数者の意向が無視されるか、あるいは組合員すべてが政党支持・候補者支持について旗幟鮮明にすることを迫られる結果になる。また一般基金から献金をすればそれだけ組合財政の力が殺がれるから、不満の声も出てしよう。」という問題点がある。「結局、労働組合が政治献金をする場合には、自由意思にもとづく臨時資金カンパによるか、平素から支持政党を特定して（特定しない場合は組合員の同意を得て）政治基金としてプールしておく方法をとる」のが、最善の策であるとされる。

③ 榎井常喜「政治活動の自由と組織統制の限界」季労七一号四六頁（昭四四）

榎井教授は、政治献金のための組合員からの臨時カンパの徴収は、強制的な義務カンパの形をとることは許さず、任意的な自主カンパの形をとるほかないとした上で、組合基金からの政治献金も消極に解される。すなわち、「組合基金¹したいは組合員とは独立した労働組合固有の財産であつて、これにたいする組合員の持分権が存する性質のものではないにしても、たとえ多数決による組織決定によるとはいえ、政治的信条のいかんをとわず結集する労働組合の本質によつて規定されるところの組合基金支出目的のワクを逸脱するからである。おのずから、政党への政治献金は、労働組合内の各政党員グループないし支持者による積立基金方式をとるか、自主カンパ活動以外ないし、そのことによつてかえつて革新政党強化の基盤づくりの途がひらかれるとさえいえよう。何故ならば、労働組合の機関を通じての政治献金の徴達は、労働組合を特定政党の下請機関化するものとのそしりをまぬがれないばかりか、政治宣伝なしの安易な政治献金に依存することによつて、党を支える基盤が空洞化してしまうだろうからである。」とされる。

④西谷敏「労働組合の政治活動と内部関係―主として政党支持問題を中心として」労働八七三号一八頁、二四頁（昭五〇）

西谷教授は、「労働組合が特定政党支持の決議を行ない、それに基づいて組合員の行動を統制することは、特定政党支持決議自体が組合員によつて合意された組合の活動領域を超えており、さらに、労働者の思想・信条を問わない大衆組織であるという組合の基本的前提に反するがゆえに、法的に許されない。したがつてまず、組合は特定政党もしくは特定候補を支援するためのカンパ―臨時組合費や政治活動資金・政治意識昂揚資金などいかなる名目によるものであれ―の納入を組合員に強制することは許されない。また、そこから論理必然的に、カンパ納入拒否を理由とする統制処分はいかに軽微なものであれ法的に無効となるし、また、納入拒否を組合費未納として扱い、選挙権などの組合員権を停止することも許されないこととなる。」とされる。そして、「組合が政党支持決議に基づいて、通常財政（ないしは政治活動という一般的目的のための基金）から特定政党へ選挙資金等の拠出を行なう場合には、それは他政党支持組合員にとつては大きい不利益と感ぜられるであろう。自分たちはそのような目的のために組合費を支払ったのではないという彼らの意識には合理的根拠が存在するといふべきである。」「このように、組合の政党支持活動は、他政党支持組合員との関係において重大な問題点をはらんでいるがゆえに、組合としては本来なし得ないものといふべきである。換言すれば、特定政党支持の決議・決定は、個々の組合員に対する行為準則になり得ないのみでなく、労働組合そのものの行為（組合幹部の行動として現象する）についても行為準則になり得ないといふべきなのである。したがつて、組合（組合幹部）が特定政党支持決議に基づいて何らかの具体的行動をとる場合には、それは、少なくとも内部関係においては正当な根拠を欠く

活動となり組合員による幹部の責任追及の対象ともなるであろう。もつとも、そのような組合幹部の行為を法的に阻止する手段が存在するか否か問題であるが、少なくとも組合が組合の通常財政（もしくは一般的な目的のために設立された基金）から特定政党へ献金しようとしているときもしくは行なつたときに、反対組合員が自己割当て部分につき支出差止請求もしくは組合基金への返還請求を行なうことは認めざるを得ないであろう。」とされる。

⑤石川吉右衛門『労働組合法』五四頁以下（有斐閣、昭五三）

石川教授は、組合員の政治的自由の尊重の見地から、組合基金からの支出は反対される。そして、「反対組合員が組合を相手に、支出された資金中自らの負担した部分の返還を要求する」ことができるかという問題については、「理論上いくつかの難しい問題もあるが、その請求は認容されて然るべきものと考える」とされ、また、「若し、組合がそのような支出をしようというのなら、その支出の目的を明示して、組合員に、任意的な資金の拠出を求めるべきである。任意的に拠出しない組合員に対して統制違反として制裁を課することはできない。」とされる。

⑥菅野和夫『労働法』四四九頁（弘文堂、第四版、平七）

菅野教授は、「組合基金からの政治目的の支出は、組合員の政治的自由との関係で問題があり、また組合内の政治的見解の対立に起因する分裂をもたらしうる点で、現行法上の労働組合の使命（とくに団体交渉の推進）との関係でも問題がある。」との理由から、組合は組合基金から政治活動の支出を行うことは出来ず、任意カンパによって得た資金のみを政治的活動に使用できるとする見解に基本的に賛成されるが、「ただ『組合員の権利利

益に直接関係する立法や行政措置の促進又は反対のためにする活動』については、それらの問題が存しないので、支出の適法性を認めるべきものと考えられる」とされる。

⑦下井隆史『労使関係法』四一頁以下（有斐閣、平七）

下井教授は、公職選挙における応援活動のための「政治意識昂揚資金」について臨時組合費の納付義務を否定した本件判決に賛成される一方、組合基金のうちから「特定の政党や候補者への応援活動のための費用支出を多数決で決めて反対者をも拘束することは、組合員の政治的信条の自由を侵害すると筆者は思う。」とされ、政治的・目的の費用支出が適法であるのは、「労働者の権利利益に直接関係する立法や行政措置の促進又は反対のためにする活動」に限られるとする見解に賛成される。

(3) 最判平成八年三月一九日判決

(a) 税理士会の政治献金を法人の目的の範囲内とする見解

学説上、これを明言する者は見当たらない。

(b) 税理士会の政治献金を法人の目的の範囲外とする見解

①田村和之「判批」判評三三三二号二三頁以下（昭六一）

田村教授は、「会員の政治的信条が各人各様であることは、税理士会が強制加入制であるがためではなく、税理士会法および会則上の目的に従って税理士会が組織されているためであると考えらるべきである。」とされ、「法規上および定款上の厳しさ」を有する税理士会の目的を重視して、税理士会が政党や特定政治家の後援会に政治

資金を寄付することは目的の範囲外になると解される。

② 森英樹「判批」法教七〇号一〇六頁（昭六一）

③ 野坂泰司「判批」ジュリ八八七号一三頁以下（昭和六一年度重要判例解説、昭六二）

④ 北野弘久「税理士会の政治献金」時法一三一―一〇六八頁以下（昭六二）

北野教授は、「税理士会の一般会計から、税政連に支出される例もあるが、当該一般会計のために会費を支払った税理士は強制加入の団体（税理士会）の構成員であるので、当該一般会計からの支出も違法とならう。なぜなら、税理士会の会員にとっては自己の思想・信条の自由に反して、自己の納付した会費が政治献金等に使用されるからである。また、そのような一般会計からの支出を行って、税政連から政治献金等に使用されることは、税理士会という公益法人の目的外の行為となるからである。結局、税政連は、その政治目的に賛同し入会した会員による税政連独自の会費等によって、政治献金等の政治活動を行わなければならないこととならう。」とされる。

⑤ 前田達明「法人の権利能力・行為能力・不法行為能力（2）」法教一一〇号五九頁（平元）

前田教授は、「非営利法人特に公益法人（民法上の法人）については、その公益的性格からして許可主義（あるいは認可主義）を採用しているものであり、法規上および定款上厳しい規制がなされているのであるから」、厳格に「目的ノ範囲」を解釈すべきであるとして、「非営利法人の場合は『附帯事業』の内に政治献金は含まれないことにならう」とされる。

⑥ 木下智史「税理士会による政治団体への寄附と法人の権利能力―大阪合同税理士会会費返還請求訴訟控訴審判決

(大阪高裁一九八九年八月三〇日判決)を素材として―神院二〇卷三・四号一五一頁以下(平二)

⑦戸波江二「判批」ジュリ一〇二四号九頁(平成四年度重要判例解説、平五)

もつとも、戸波教授は、特定の政党や政治的主義と結びついて、団体の中立性を損なわせる行為は、税理士会の設立の目的に照らし、また、強制加入の会員の権利保護の見地からも、許されないが、「逆に、税理士に関する制度について調査・研究し、税理士業務の改善・進歩を図るといふ会の目的に照らして、税理士法改正について関係団体に働きかけること自体は目的の範囲内にある」とし、税理士法改正という税理士会の活動に重大な影響のある事柄について、政治的に中立的なかたちで活動資金を徴収するものであれば、税理士会の目的の範囲外とはみなし難いとされる。

⑧西鳥羽和明「判批」判評四三二号五五頁以下(平七)

西鳥羽助教教授は、「税理士法が四九条の一〇において、税理士会は建議というかたちで政治的動向に関与できることを定めているということは、逆にいえば、それ以外の政治的活動は原則としてみとめないという立法意思のあらわれだと解される。特別法によって創設された公益法人については、目的の範囲内にかかる一般論よりも、当該特別法の趣旨がまず優先するのであるから、税理士法が四九条の一〇のような定めをおいている以上、右の解釈を軸にすえて考えていくべきであろう。そうすると、会員の強制加入制を採用しているからには、少数派の政治的自由の圧迫には十分に配慮しなければならないが、税理士会じしんの建議による政治的内容を有する活動である以上、たとえ少数派個人の政治的見解と対立する局面があつたとしても、それは税理士会の自律権の範囲内にあることとして受忍しなければならないとするのがその立法の趣旨だと解される。他方、会員個人にた

いし、建議の範囲をこえた個別の政治的行為や政治目的の金員の強制などは、とうてい税理士法の予定するところではないということが出来る。そこで問題は、建議の範囲である。条文を素直に読むかぎり、建議できるのは『税務行政その他租税又は税理士に関する制度』との関連に限定されているので、そこに特定の政党や政治団体または政治家にたいする支持表明がふくまれるとする解釈には無理がある。それに、そのような政治的活動は、少数派会員個人の政治的思想の自由をおかす程度がよくなる。右のような会員にも、税理士会をはなれたところで個人的にあるいは任意団体等をつうじて、政治的思想や支持政党などの自由な表明や選挙権の自由な行使は保障されているにしても、職業選択の自由への制限となる強制加入制がとられているゆえにこそ（三好補足意見一）、税理士会じしんによる支持政党の表明などは会員個人の政治的自由にたいする侵害の度合が許容限度をこえることになるのではないかとおもう。したがって、特定の政治団体等への政治献金は、いうまでもなくゆるされないことになる。」とされる。また、「特別法によって創設され権利能力を設定されたにしろ、当該法人が一定の継続的活動をつうじて社会的実在性を獲得したと解されるとき、当該特別法の目的規定による権利能力とはべつのところから、自然人とおなじく、公序良俗の範囲内で一定の目的外行為をおこなう権利能力を自然取得するが、公益法人としての社会的実在性によりつよい制約をうける」とする立場（権利能力二元説）をとられ、税理士会の政治献金は、公益法人たる社会的実在としての社交儀礼の範囲（慶弔金や祝い金程度のところにとどまる）を逸脱しているから、この面でも許されないとされる。

⑨ 森泉章『公益法人判例研究』八九頁以下（有斐閣、平八）

森泉教授は、「税理士会が、政治資金規正法二二条の三にいう法人には該当せず、政治資金を寄附できるとし

ても、税理士会は、税理士法によって設立される特殊公益法人であり、その設置目的からしても（税理士四九条六項）、その活動は法所定の目的の範囲内においてのみ許容されうるものであり、政治団体への寄附もおのずから限界がある。このことは、税理士法が四九条の一〇において、税理士会が「建議」という形で政治活動への関与を定めていることからして、これをそれ以外の建議の範囲を超えた政治活動や政治献金は許されない趣旨に解すべきことは明らかである。……税理士会が目的範囲外の行為をし、会員たる税理士の思想・信条の自由が侵害された場合、税理士は脱退し税理士をやめない以上、その侵害から逃れることはできない。会員の思想・信条の自由はとくに配慮すべきである。こうした公益法人に関しては、目的の範囲を厳格に解すべきである。」とされる。

なお、森泉章「判批」判評四五七号三六頁（平九）は、本件判決につき、「公益性の高い税理士会が特定の政治団体にする政治献金やその決議は、たとい税理士に係る法令の制定改廃に関するものであっても、法所定の税理士会の目的範囲外の行為として無効である。これを指摘する本件判旨は妥当である。」とされる。

⑩大野秀夫「判批」森泉章著『公益法人判例研究』八二頁以下（有斐閣、平八）

⑪中島茂樹「判批」法教一九二号九七頁（平八）

四 私見

こうした判例法理に関し、営利法人である株式会社、中間法人である労働組合、公益法人である税理士会の場合

に依じて、政治献金が法人の目的の範囲内か否かを巧みに判断してきたと評価する考え方もできなくはない。⁽¹⁷⁾ 確かに、法人の権利能力の範囲内か否かを、法人の目的の「法規上および定款上の厳しさ」や強制加入団体であるか否かによって決するならば、法人の種類ごとに結論を異にする帰結になりやすいといえる。

しかし、この問題は、法人の目的の「法規上および定款上の厳しさ」や強制加入団体であるか否かによって決する問題とすべきでなく、むしろ多数決原理によっても奪われない構成員の固有権の問題としてとらえるべきである。⁽¹⁸⁾ すなわち、政党など政治資金規正法上の政治団体は、「政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動をするのが当然に予定された政治団体」であって、「これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかに密接につながる問題」であることに鑑みると、これらの「団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏を成すもの」として、構成員「各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄である」というべきであって、営利法人の場合であろうと、中間法人の場合であろうと、公益法人の場合であろうと、多数決原理によっても構成員から奪うことのできない構成員の固有権の問題と解すべきである。⁽¹⁹⁾ こうした解釈をとるならば、災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力は、構成員の固有権侵害とならないから、法人の目的の範囲内となるのに対し、政治献金は構成員の固有権を侵害するから、法人の目的の範囲外となると解することができる。

この点、最判昭和五〇年一月二八日判決が、公的な目的を有せず強制加入の団体でない労働組合に関し、公職選挙に際して特定の政党の候補者を支援するための資金徴収決議につき、労働組合が組織として支持政党又はいわ

ゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが（最大判昭和四三年一月四日刑集二二卷一三号一四二五頁参照）、そのための選挙運動や費用負担を組合員に強制することは、組合員個人の政治的自由・信条を侵すから許されないとしている点が参考にされるべきである。もっとも、最判昭和五〇年一月二八日判決は、労働組合が政治的活動をし、「そのための費用を組合基金のうちから支出すること自体は、法的には許されたものというべきである」としており、組合基金から支出する場合は許されるが、徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合は許されないと両者を区別し（分離論）、最大判昭和四五年六月二四日判決は前者の類型とする（法人の財産から政治献金をしており、法人の構成員から個別に強制徴収して政治献金をしていない）立場に立っているといえる。⁽²⁰⁾確かに、「一定の政治的立場に立つ党派的活動の資金や特定の政党又は候補者の選挙の資金とすることを徴収目的として明示する臨時組合費の拠出要求に応ずることは、それ自体客観的に右拠出者が当該活動や政党又は候補者のよって立つ政治的信条、意見、判断等の支持を表明したものとみられるものであり、拠出者と右政治的信条等とがいわば一体化 (identity) されてしまうのであって、その拠出を強制することは拠出者に一定の政治的立場の表明を強制するに等しいものといわざるをえない⁽²¹⁾」として、徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合を組合基金から支出する場合と区別することもできないようにも思われる。しかし、①支出に不足する組合基金の補充のために組合費の追加徴収が臨時になされる場合もあるのであるから、両者は不可分一体とみるべきであること、②組合基金から支出することが許されるとなると、組合費名目で直接の政治献金を強制される場合があるのであるから、両者を区別することは意味をなさないこと、③組合員が労働組合に組合費を支払う場合、それが政治献金に流用されるとは考えておらず、また流用される可能性があるときは反対する機会を与えなければ

ならないのにそうした機会が与えられていないこと、④政治献金を組合基金から支出する場合も、徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合と程度の差はあるにせよ、拠出者と政治的信条の一体化が生じているのであり（とりわけ毎年同じ政党に政治献金をしている労働組合が組合費を徴収する場合は、徴収決議に基づき政治献金を個別に強制徴収する場合とほとんど差異はない）、拠出者と政治的信条の一体化が生じたか否かの基準で両者を区別するのは不合理であることに鑑みるならば、こうした分離論は妥当とはいえず、従って組合基金から支出すること自体も法的には許されないと解すべきである。最判平成八年三月一九日判決は、「税理士会が政党など規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、……税理士会の目的の範囲外の行為」であるとしており、徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合であろうと、法人の財産から支出する場合であろうと許さない趣旨（一体論）と解されるが、こうした一体論に立ち法人の政治献金を否定すべきである。

ところで、最大判昭和四五年六月二四日判決は、構成員の固有権（構成員「各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であ」って、多数決原理によっても構成員から奪うことのできない権利）侵害という側面を全く認識しておらず政治献金は許されるとしたのに対し、最判昭和五〇年一月二八日判決は、構成員の固有権侵害という側面を認識したことから政治献金を徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合は許されないとし、最判平成八年三月一九日判決は、これをさらに一歩進めて、構成員の固有権侵害という側面の認識から政治献金を徴収決議に基づいて個別に強制徴収する場合は許されないとしたばかりでなく、法人の財産から支出することも許されないと解することまでできる。こうした判断の相違は、営利法人、中間法人、公益法人の違いに由来するというよりも、最大判昭和四五年六月二四日判決が、法人の財産から支出すると

いう形で問題となったため構成員の固有権侵害という側面の認識を持ちにくかったのに対し、最判昭和五〇年一月二八日判決は、政治献金を徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合であったため、構成員の固有権侵害という側面を認識せざるを得なくなったといえなくもない。もつとも、最判昭和五〇年一月二八日判決は、最大判昭和四五年六月二四日判決との整合性を保とうとするあまり、「総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する」など「選挙においてどの政党又はどの候補者を支持するかは、投票の自由と表裏をなすもの」との認識を有しながら、政治献金を、法人の財産から支出する場合は許されるが、徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合は許されないとの分離論を採用した。しかし、最判平成八年三月一九日判決は、政治献金を徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合であるから、構成員の固有権侵害という側面を認識していただばかりでなく、政治献金は「選挙における投票の自由と表裏を成すもの」であることを強くかみしめたことに加えて、公的な目的を有し強制加入の法人であったことから、分離論の不当性を認識せしめ、政治献金を徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合であろうと法人の財産から支出する場合であろうと許されない（一体論）と解したとみることもできよう。

最判平成八年三月一九日判決は、少なくとも税理士会のみならず弁護士会、司法書士会、行政書士会といった強制加入制をとる特殊公益法人にも妥当することになろうし、²²こうした意味で最大判昭和四五年六月二四日判決の射程範囲を狭めたばかりでなく、はからずも法人の財産から支出する場合における構成員の固有権侵害の側面を明らかにしたという意味で最大判昭和四五年六月二四日判決の判例変更の契機となりうる論理を含んでいる点は看過してはならないであろう。²³

以上より、営利法人であろうと公益法人であろうと中間法人であろうと、法人の政治献金は原則として法人の構

成員の固有権を侵害するから、徴収決議に基づき個別に強制徴収する場合であろうと法人の財産から支出する場合であろうと、法人の目的の範囲外の行為つまり権利能力の範囲外の行為と解すべきである。⁽²⁴⁾ もっとも、構成員の固有権を侵害しない方法で法人が政治献金を行う場合には、法人の目的の範囲内の行為と解してよい。こうした方法として、傾向企業が政治献金を行う場合ないしは法人の構成員全員が政治献金に賛成して法人が献金を行う場合や、法人の構成員から政治献金を行うために任意の寄付を徴収し、その協力を得られた構成員から得た金額を法人が献金する場合はあげられる。⁽²⁵⁾ 公職選挙法や政治資金規正法が法人の政治献金を認めているのは、こうした場合に限り限定解釈すべきである。そして、こうした場合を除けば、政治献金は、個人献金に限られることになる。⁽²⁶⁾

なお、こうした見解に対し、法人の政治献金が権利能力の範囲外の行為として無効となると、不当利得返還や法人役員の責任などの問題が発生して、⁽²⁷⁾ 有効との前提で政治献金をしてきた法人及び役員や、政治献金を受けてきた政党に混乱を来し、法的安定性を害するとの批判が考えられる。しかし、最判平成八年三月一九日判決は税理士会の政治献金に関しては権利能力の範囲外としており、裁判所がこうした判断を示すことが不可能でないことを、⁽²⁸⁾ 現実に示しているといえる。しかも、法的安定性を損なうにしても、裁判所の判断は、司法権の作用として当該紛争を解決する限りにおいてその効力が及ぶだけであり、裁判が積み重ねられる中で政治献金が権利能力の範囲外とされる法人が徐々に示され不当利得返還訴訟や法人役員の責任を追及する訴訟を通じて解決がなされていくのであるから、急激な改革でなくゆるやかな改革という限りにおいて混乱が比較的に大きくはないと考えることもできなくはない。また、四宮教授が、法的安定性を害するとの批判に対し、「たとえば、酌婦契約がかつては消費貸借の部分だけは有効とされていたのが、例の最高裁判決（昭和三〇年一〇月七日民集一六一六頁）が出て、今後

は、全部が無効だということになつたとしても、これはやむを得ないので、実質的に遡及するからいけないということにはならない。」と反論されていた点を想起すべきである。⁽²⁹⁾

さらに、こうした問題の解決は裁判所でなく国会で行うべきとの見解が根強くあるが、最大判昭和四五年六月二四日判決が会社の政治献金を許容し、政治献金の規制は政治資金規正法の強化など国会による解決に委ねた結果、財界の「カネで政治を買う」(つまり賄賂)風潮が蔓延し、ロッキード事件(一九七六年七月元首相・田中角栄など逮捕)、ダグラス・グラマン事件(一九七九年五月元防衛庁長官・松野頼三議員辞職)、擦糸工連事件(一九八六年五月代議士・横手文雄、稲村佐近四郎起訴)、砂利船汚職事件(一九八八年一月参議院議員・田代富士男起訴)、リクルート事件(一九八八年一二月元蔵相、宮沢喜一引責辞任、一九八九年四月元首相・竹下登退陣表明、同五月代議士・藤波孝生、池田克也起訴)、共和汚職事件(一九九二年一月元北海道・沖縄開発庁長官・阿部文男逮捕)、佐川事件(一九九三年三月前自民党副総裁・金丸信逮捕・起訴)、ゼネコン汚職事件(一九九四年三月代議士・中村喜四郎逮捕)などの汚職事件が連続してきたことに鑑みるとき、⁽³¹⁾四宮教授が、「国会においてできないからこそ、裁判所でやるべきである、国民としてはいまのところ裁判所にしか期待できない、自分たちが利用する政治資金のことですから、その規制をするということは、自分の首を自分で締めるということになるから……。」と反論されていた点をかみしめてみることも必要ではなからうか。⁽³²⁾

〈注〉

(一) 通説(梅謙次郎『民法要義 卷之一 総則編』九八頁(有斐閣、訂正増補明治四四年版復刻、昭五九)、富井政章『民法原論

第一巻総論』二五二頁以下〈有斐閣、大一一〉、鳩山秀夫『日本民法総論』一三六頁〈岩波書店、昭二〉、穂積重遠『改訂民法総論』二一六頁〈有斐閣、改訂四版、昭六〉、近藤英吉『註釈日本民法総則編』一七〇頁以下〈巖松堂書店、昭七〉、石田文次郎『現行民法総論』一三二頁〈弘文堂書房、昭九〉、田中耕太郎『改正会社法概論』九〇頁以下〈岩波書店、昭一四〉、薬師寺志光『日本民法総論新講上巻』二一四頁〈明玄書房、昭三二〉、松田二郎『新会社法概論』二五頁以下〈岩波書店、昭三三〉、石井照久『会社の権利能力―目的による制限を中心として―』法協七六卷二号一七頁〈昭三四〉、我妻栄『新訂民法総則』一五五頁〈岩波書店、昭四〇〉、五十嵐清ほか『民法講義1』一〇七頁〔鍛冶良堅〕〈有斐閣、改訂版、昭五六〉、鈴木武雄〔竹内昭夫〕『会社法』九頁〈有斐閣、昭五六〉、鈴木武雄『新版会社法』九頁〈弘文堂、全訂第三版、平三三〉、石田穰『民法総則』一六九頁〈悠々社、平四〉、船越隆司『民法総則 理論と実際の体系1』三八二頁〈尚学社、平九〕など。判例（大判明治三六年一月二九日民録九輯一〇二頁、大判大正三年六月五日民録二〇輯四三七頁、大判昭和一六年三月二五日民集二〇卷三四七頁、最判昭和二七年二月一五日民集六卷二号七七頁、最判昭和三〇年三月二二日裁集民一七号七一頁、最判昭和三三年三月二八日民集一二卷四号六四八頁、最判昭和四四年七月四日民集二三卷八号一三四七頁、最大判昭和四五年六月二四日民集二四卷六号六二五頁など）は、法人が定款や寄附行為に定められた目的により権利能力の制限を受けると解している。その根拠としては、①民法四三條が法人は「定款又ハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範囲内ニ於テ權利ヲ有シ義務ヲ負フ」としていること、②法人はある目的のために組織され活動し社会的作用を営むものであるから、その権利能力もその範囲に制限されること、③目的外の行為により法人の財政的基礎を損なうことを防止し、法人が本来の目的のために財産を使用するように図ること（ひいては、公益法人の場合には公益目的の実現を図り、営利法人の場合には構成員の利益を図ること）があげられている。なお、通説（例えば、石田文次郎・前掲一三四頁、我妻・前掲一五七頁、五十嵐ほか・前掲一〇七頁、船越・前掲三八三頁）は、法人の目的が権利能力のみならず行為能力も制限すると解している。

これに対し、近時、法人の権利能力は定款や寄附行為に定められた目的により制限を受けないとする見解が有力に主張されている。もっとも、この見解においても、

(a) 法人の目的が行為能力を制限すると解する説（末川博『判例民法の理論的研究』八頁〈弘文堂書房、昭一七〉、谷口知平『公益法人の在り方について』私法四号八四頁〈昭二六〉、高鳥正夫『会社の能力の目的による制限』民商四七卷四号三五頁以下〈昭三八〉）

(b) 法人の目的が代表権ないし代理権を制限していると解する説(①追認ないし民法一一〇条を適用する者として、川島武宜『民法総則』一一二頁、一二三頁〈有斐閣、昭四〇〉、福地俊雄「法人の能力と機関」谷口知平Ⅱ加藤一郎編『新民法演習Ⅰ(総則)』六四頁以下〈有斐閣、昭四二〉、星野英一『民法概論Ⅰ』一三二頁〈良書普及会、改訂版、昭五五〉、鈴木祿弥『民法総則講義』七七頁〈創文社、平二〉、四宮和夫『民法総則』一〇二頁〈弘文堂、第四版補正版、平八〉、なお、公益法人に關してのみこうした考え方を採る者として、森泉章『法人法入門』六三頁、六八頁〈有斐閣、昭六一〉、須永醇『民法総則要論』一一〇頁以下〈勤草書房、昭六三〉、②民法五四条により処理する者として、柚木馨『判例民法総論上巻』三一九頁〈有斐閣、昭二六〉、大森忠夫『改訂会社法講義』一六頁〈青林書院、昭三一〉)

(c) 営利法人に關し法人の目的は内部的に業務執行権を制限したものにすぎないと解する説(上柳克郎「会社の能力」株式會社法講座第一卷九四頁以下〈有斐閣、昭三〇〉、服部栄三「会社の能力」株式の本質と会社の能力一二七頁〈有斐閣、昭三九〉、田中誠二『再全訂会社法詳論(上巻)』七六頁以下〈勤草書房、昭五七〉、前田達明「法人の權利能力・行為能力・不法行為能力(2)」法教一一〇号五六頁〈平元、坂田桂三『現代会社法』八一頁〈中央經濟社、第二版、平五〉、森本滋『会社法(現代法学)』五二頁〈有信堂高文社、平五〉、龍田節『会社法』五〇頁〈有斐閣、第五版、平七〉)

(d) 法令・定款・寄附行為により法人がなしない行為が存在すると説明すれば足り、法人の目的は、法人の權利能力も、行為能力も、代表機関の代表権も制限せず、法人の対外關係においてはなんらの意義を有しないとす目的意義否定説(川井健「法人の『目的ノ範圍』外の行為の効力について」『無効』の一考察を兼ねて)『無効の研究』二頁以下〈昭五四〉)が対立している。

- (2) 前掲最判昭和二七年二月一五日、最判昭和三〇年一月二九日民集九卷二二号一八八六頁、前掲最大判昭和四五年六月二四日、最判平成八年三月一九日判時一五七一号一六頁
- (3) 柳川俊一・最高裁判所判例解説民事篇昭和四五年年度(下)八八事件評釈(法曹会、昭四六)
- (4) 我妻・前掲注(一)一五七頁
- (5) 石井照久『会社法上巻』二二頁(勤草書房、昭四二)、鈴木竹雄・前掲注(一)九頁
- (6) 前掲最判平成八年三月一九日
- (7) 前掲最大判昭和四五年六月二四日

- (8) 最判昭和五〇年一月二八日民集二九卷一〇号一六九八頁
- (9) 東京地判昭和三八年四月五日下午民集一四卷四号六五七頁
- (10) 東京高判昭和四一年一月三一日高民一九卷一号七頁
- (11) 広島地判昭和四二年二月二〇日労民一八卷一号七八頁
- (12) 広島高判昭和四八年一月二五日労民二四卷一・二号一頁
- (13) この判決は、大阪合同税理士会会費返還請求事件上告審判決（最判平成五年五月二七日判時一四九〇号八三頁）の三好達裁判官の補足意見とほぼ同趣旨である。同裁判は、大阪合同税理士会を被告として、その所属税理士らが、被告の行った日本税理士会連合会及び大阪合同税理士政治連盟への拠出金の交付等の決議は、違法な政治献金を行う目的でされたか、又は政治団体に対する寄付を行う目的でされたもので、被告の権利能力の範囲を逸脱し、また、会員個人の思想、信条の自由を侵すものとして憲法一九条に違反するから、無効であると主張して、不当利得を理由に会費の一部返還を請求した事件である。最高裁の法廷意見は、請求原因の構成が不十分であったため、その点を説示して上告を棄却しているに過ぎないが、三好補足意見が、以下の論旨を展開している。すなわち、株式会社その他営利を目的とする法人が、政治団体に対し政治資金の寄付を行うことは、その権利能力の範囲内にあるものと解せられ、この理は、営利を目的としない団体についても、それが任意加入団体である限り、その目的等による差異はあるにしても、原則として当てはまるものと解してよい。しかしながら、強制加入の制度を採用する税理士会の場合、「税理士会が法所定の目的の範囲を超えて活動することは、この制度を採用した趣旨を逸脱するものといわなければならない。そして、その活動が思想、信条に係るものであるなど、個人としてであればそのような活動をするか否かは本来その個人の自由によだねられている事柄に係るものであるときは、その活動により、構成員である税理士において法の予定するところを超えてその自由を侵害される結果となることを免れない。したがって、税理士会がそのような活動をするときは、それが社交儀礼の範囲内のものであるならば格別、そうでなければ、その権利能力の範囲を逸脱するものというべきであり、税理士会の総会がそのような活動を行うことを決議しても、その決議は無効といわなければならない。特に、政治活動をし、又は政治団体に対し金員を拠出することは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関してであっても、構成員である税理士の政治活動の自由を侵害する結果となることを免れず、税理士会の権利能力の範囲を逸脱することは明らかである。」とされる。もつとも、三好補足意見は、以下の三点で最判平成八年三月一九日判決と内容にニュアンスの相違がある。すなわち、第一は、三好補足意見が指

摘していた営利を目的としない団体について任意加入団体である限り原則として八幡製鉄政治献金事件の上告審判決が妥当するとの説示が、最判平成八年三月一九日判決になされていらない点に注意を払う必要がある（この点を指摘するものとして、「判解」判時一五七一号一七頁）。最判平成八年三月一九日判決は、強制加入の団体でない公益法人の政治献金の場合については、今後の判断にゆだねたとみるべきであろう。第二に、三好補足意見は、「社交儀礼の範囲内のもの」であれば、税理士会の政治活動又は政治献金を許容するかのような論旨に読めなくもないが、最判平成八年三月一九日判決は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をする場合に、例外を許容する論旨は一切なく、社交儀礼の範囲内のものであっても許容しない趣旨と解される。第三に、最判平成八年三月一九日判決は、税理士会が政党など政治資金規正法上の政治団体に対して金員の寄付をする場合に限って税理士会の目的の範囲外の行為と説示し、税理士会その他の政治活動には触れていないのに対し、三好補足意見は、税理士会が、政治団体に対し金員を拠出することのみならず、「政治活動」をすることも税理士会の権利能力の範囲を逸脱すると解している（この点を指摘するものとして、「判解」判時一五七一号一七頁）。

(14) 熊本地判昭和六一年二月一三日判時一一八一号三七頁

(15) 福岡高判平成四年四月二四日判時一四二二一号三頁

(16) 佐藤繁・最高裁判所判例解説民事篇昭和五〇年度五六事件評釈（法曹会、昭五四）

(17) 柳川・前掲注（3）参照、なお、我妻博士は、「会社その他法人一般の本質をどう考えるか、その活動の範囲をどのように限定するか、というようなことは、いわゆる法人の本質論として、十九世紀の初めから、資本主義経済の発展に即して争われてきた大問題で、法律の学生なら誰れでも心得ている。その変遷推移の結果として到達した現在の理論を基礎として判断すると、政治献金を一般に会社の目的の範囲外だということは、法律論としては、いかにも『無理だ』というのが、大部分の私法学者の感想であろうと思う。……しかし、政治献金は目的の範囲外の行為ではない、という一般論には、右にもいったように、当該事件の特殊性による保留がある。その会社の性格（主として公共性）、その献金の相手方、時期、金額その他いろいろの具体的な事情の中に一般論を修正する事情があるかもしれない。さらにはまた、右の一般論の内容そのものにも、多少のニュアンスがある。」とされ、法人の性格によっては結論を異にする可能性を示唆されている（我妻栄「裁判による解決の限界―政治献金判決にちなんで―」ジュリ三四一〇頁〈昭四一〉）。

(18) 我妻・前掲注（1）一七八頁は、各社員は、その同意なくしては総会の決議をもつても奪われない権利を有するとし、こ

れを「固有権」と呼ぶ。そして、「総会を通じて社団の運営に参画する権利そのものは、すべての社団に共通の固有権である」とは疑いないが、それ以上は、社団の目的、加入・脱退の難易、制限が加入するときの定款の規定によるか、それともその後多数決で変更された規定によるかなど、種々の点を考慮して決定されるべきである」とされる。

(19) 相本宏教授は、以下の指摘をされる。すなわち、「団体の意思は、多くの場合、多数決によって決められる。しかし、団体に関する事柄のすべてを多数決で決めてよいかはきわめて問題である。団体は一定の目的のために形成されたのであるから、目的の範囲内の事柄であれば、多数決で決めるであろうが、目的の範囲外のことは、多数決によりえない、というべきであろう。会社や労働組合の政治献金は、この意味で、きわめて問題だと思われる。会社や労働組合は、自然人と同様、社会的実在であるということ、政治献金を認めることは、問題の所在を隠すことになると思われる。我が国では、多数決によっても奪われえない構成員の『固有権』を認める考えが弱かったように思われるが、団体の目的という観点から、構成員の固有権の問題が検討されるべきではあるまいか。」とされる(相本宏「法人論」星野英一ほか編『民法講座』一七四頁〈有斐閣、昭五九〉)。また、星野教授も、法人が多数決で特定政党に政治献金を行う決議をしても、その決議は代表者を拘束しないと解し、「少数社員権の問題」に似ているとされる(鈴木竹雄ほか「会社の政治献金―最高裁大法廷判決をめぐって―」ジュリ四六〇号二六頁(星野英一発言)〈昭四五〉)。さらに、右崎教授は、アメリカ連邦法が企業の一般会計からの献金を禁止している理由の一つとして、「企業献金は、その構成員である株主や管理職、社員・従業員の政治的自由、なかならず少数構成員の自由を侵害するものである」との側面があるとされ、マサチューセッツ市民生活協会事件判決(FBC v. Massachusetts Citizens For Life, 479 U. S. 238 (1986))で、連邦最高裁が、「非営利法人の独立支出を例外的に認める条件として、当該法人がその財産及び収入について権利を主張する構成員・関係者をもたない法人であること、営利活動を行う企業や労組によって設立されたりそれらの団体から寄附を受けていないものであることなどが必要である旨を述べたのも、このような趣旨を含むものと解せられる。」とされ、「また、企業がその一般会計から政治資金を拠出することを厳しく禁止し、PAC (Political Action Committee…筆者注)を通じてのみ献金が許されるとした理由も、企業内部の少数者の権利保護にあるとみることができ(労組献金についても同じことがいえる)。」と正当にも指摘されている(右崎正博「アメリカにおける政治資金規制と憲法論―企業献金の禁止を中心として」法時六四卷一―一三二頁〈平四〉)、アメリカ連邦法のこうした側面も参考されるべきであろう。そして、高柳教授も、「人はいろいろな経緯で当該法人の社員あるいは株主になるのであって、その政治的信条はさまざまであり得るのですが、それにもかかわ

らず、多数決で―あるいは代表取締役が単独で―献金先の政党を決定するというのは、少数者の政治的信条を侵害することになるのだということが注意されるべきだと思います。」と指摘されるが（シンポジウム「政治資金」日本財政法学會編『政治資金』一一五頁〔高柳信一発言〕〈学陽書房、平三〉）、こうした構成員の政治的信条の自由を侵害することを固有権侵害と解すべきである。

なお、新山教授は、「法人たる会社の権利能力の性質上の制限による能力外の行為として、政治献金を行うことは出来ない」と解し、「法人の権利能力が、いわば性質上の制限として政治的行為や宗教的行為に及ばないとすれば、かかる行為はまさに自然人に固有な権利能力に属する」とされる（新山雄三「株式会社企業」の「社会的実在性」と政治献金能力―いわゆる八幡製鉄政治献金事件判決の分析と評価―岡法四〇巻三―四号一四八頁〔平三〕）。しかし、政治献金を法人の性質上の制限による能力外の行為と解すると、法人の構成員全員の意味に基づくものであっても政治献金を行うことが出来ない結果となることから（新山・前掲一四八頁）、性質上の制限の問題でなく、目的の範囲外の問題と解すべきである。

また、四宮教授は、法人の政治献金は「一応目的の範囲内ではあるが、もう一ぺん社会的妥当性の判断を加え、そしてまた目的の範囲の問題に返ってくる。そのような二重構造になっていると考えるのです。」と分析し、「金の行方がどうなるかは、あまり本質的な問題ではない。つまり、どの政党を支持するか、どの政党に献金すべきかは、個人が判断すべきだという見地から考えていくのです。」として、法人の政治献金を民法九〇条の公序良俗違反ととらえ、法人の政治献金を結局、法人の目的の範囲外とされる（鈴木竹雄ほか「会社の政治献金の法律問題―東京高裁の判決をめぐって―」ジュリ三四三三三六頁以下〔四宮和夫発言〕〈昭四一〉）。しかし、構成員の固有権という観点から考えるならば、公序良俗違反を媒介とせずに、法人の政治献金は目的の範囲外との結論を導けるといえよう。

(20) 佐藤・前掲注(16)

(21) 佐藤・前掲注(16)

(22) 森泉教授は、公益法人といっても公益性の強い法人から公益性の希薄なものまであり、特に公益性の希薄な親睦団体型公益法人（同窓会、従業員のためにする共済会など、一時期許可基準が緩められた際に設立された法人）と業者団体型公益法人（同一の業種または同一の免許等の営業上の資格を有する者により設立された法人）の「目的ノ範囲」の問題は、中間法人（非営利法人）のそれに準じた扱いかたがなされるべきであるとされるが（森泉章「判批」判評四五七号三六頁〔平九〕）、最判平成八年三

一月九日判決の射程範囲を考える場合、公益性の希薄な親睦団体型公益法人や業者団体型公益法人にまで右判決の射程範囲が及んでいるとすることには異論があり得ようが、強制加入型の特殊公益法人に右判決の射程範囲が及んでいるとすることには異論がないのではなからうか。

- (23) 中島茂樹「判批」法教一九二号九七頁(平八)は、以下の点を指摘する。すなわち、「本判決が、政治団体への政治献金につき、これを『選挙における投票の自由と表裏を成すもの』と捉えている点はきわめて重要である。けだし、政党その他政治団体への金員の寄付を含むもろもろの政治活動は、本来的に主権者たる個人が自主的に決定すべき事柄であり、これこそが民主主義の大原則であるからである。本判決のこのような論旨を推し進めれば、『会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進しまたは反対するなどの政治的行為をなす自由を有する』との観点から、企業に無限定な政治献金の自由を肯定していた上記八幡製鉄事件最高裁判決は、いづれその全面的な見直しを求められることになるであろう。」とされる。また、同様の指摘をするものとして、森泉章「判批」判評四五七号三六頁(平九)がある。

- (24) 米国連邦法は、大統領選挙や連邦議員選挙に関し、連邦免許銀行や会社や労働組合の政治献金を禁止している (United States Code, Title 2, § 441b)。また、各州の知事選挙や議会議員選挙でも、二〇州(アリゾナ州、コネチカット州、アイオワ州、ケンタッキー州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミネソタ州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、ノースカロライナ州、ノースダコタ州、オハイオ州、オクラホマ州、ペンシルベニア州、ナウスダコタ州、テネシー州、テキサス州、ウエスバージニア州、ウィスコンシン州、ワイオミング州)において企業献金が禁止されている(鷺坂長美「アメリカの政治資金制度関係資料(一)」選挙四三巻四号一四頁以下(平二)、右崎・前掲注(19)二九頁)。もともと、企業、労働組合等が政治家や政党を支援するために、PAC (Political Action Committee) を組織し、広く個人から寄付を集め、それを基金として保持し、支持する政治家や政党に献金することが認められているが(鷺坂・前掲一五頁)、例えば、「企業PACの場合、株主・役員・管理職およびその家族に限られ、年二回だけ従業員とその家族に寄付を求めることができるが、一般公衆に寄付を要請することはいかない、また、寄付は自発的なものでなければならず、強制や差別を伴わないこと、利益や不利益による誘導は禁止されること、給与から引き落としのような方法を用いてはならないことなど」の制限があり、「さらに、同一の企業・労組により設立されたすべてのPACは、一つの政治委員会としての寄附制限枠に服する」とされていて(右崎・前掲注(19)二八頁)、PACの資金調達に関しては、「個人の自発性を最大限保障し、個人の政治的自由に最大限配慮する仕組みがとられている」(右崎・前掲

注(19)(三三頁)ことに鑑みるならば、アメリカでもPACにより企業・労組献金が許されているとみることはできないであろう。

ところで、一九六一年六月一九日のアメリカ連邦最高裁判決は、鉄道労働法(the Railway Labor Act)の適用を受ける組合員が、継続雇用の条件として支払うことを余儀なくされている組合費の相当な部分が、その異議にもかかわらず、自分が反対している政治に携わる候補者の運動に資金を調達するために、また、自分が反対する政治・経済上の主義・構想、イデオロギーの宣伝を促進するために、組合により支出されていることを理由として、ユニオンショップ協定の執行停止を求めた事案である。判決は、鉄道労働法二条一項を、団体交渉の費用を組合員に分担させることを認めたもので、組合に、組合員の異議にも係わらず、組合員が反対する政治上の主義を支援するために組合費を使う権限を与えたものではないと解する。そして、一方で、ユニオンショップ協定自体は違法でなく、また、ユニオンショップ協定の執行を停止することや、異議を唱えられた目的のために基金を支出することを全面的に差し止める命令をだすことも適切ではないとし、他方で、適切な救済策として、①政治目的のために組合によって使われるべき資金から、組合員の提訴により反対であると表明された政治上の主義に対してなされる支出の中の一定金額の支出(反対組合員の組合費の中で占められている、反対された政治活動に役立てられる組合の全支出の組合の全予算額に対する比率部分の金額の支出)を差し止める命令か、②反対であると組合に知らせた政治上の主義に対して、通知にも係わらず組合が支出した中の一定金額に相当する部分(各組合費の中で占められている、反対であると組合に通知してきた政治目的のための支出が組合の全予算額に穴をあけると同じ比率の金額部分)を、それぞれの反対組合員に返還する救済策があるとする (INTERNATIONAL ASSOCIATION OF MACHINISTS v. STREET, 367 U. S. 740)。ちなみに、一九九〇年三月二十七日のアメリカ連邦最高裁判決は、ミシガン商工会議所が原告となり、州の公職選挙に際して候補者を支持し又はそれに反対する目的で法人の一般会計から独立支出をなすことを禁止していたミシガン州法 (Section 54 (1) of the Michigan Campaign Finance Act) の合憲性を争った事件で、その規制を合憲としたが、その理由として、①やむにやまれぬ州の利益(有利な州法の助力で蓄積され法人の政治的見解に対する公衆の支持にほとんどない全く無関係な莫大な法人の基金が、選挙の結果に不正に影響を与えるために使われるという恐れを減少させることを通じ、頼まないし政界の汚職の出現を防止することになるという利益)によって、法人のこうした独立支出を制限することは正当化されること、②この法律はその目的達成のために十分限定的であること、③この法律は、憲法上、ミシガン商工会議所のような非営利法人にも適用できること、④この法律が非法人に適

用されず、またマスメディアに適用が免除されていても、平等保護条項に違反せず合憲であることなどがあげられている (Austin v. Michigan Chamber of Commerce, 110 S. Ct. 1391)。

こうしたアメリカにおける法人の政治献金に関する厳格な態度は、我が国においても参考にされるべきであろう。

他方、我が国においても、昭和二十二年二月の内務省地方局立案の政党法案第二八条第一項において、「法律又はこれに基く命令により設立された法人、株式会社その他営利を主たる目的とする法人は、政党に対し、寄附をすることができない。」との規定があり、また、昭和二十二年一〇月に、日本社会党、民主党、国民協同党、日本自由党の四党の作った政党法案要綱では、「政党又はその支部は左の寄附はこれを受領してはならないこと。(一) 特別の法律に基き設立された法人又は株式会社、その他営利を主たる目的とする法人からの寄附。」との内容が決定されており、さらに、昭和二十九年五月の改進黨選挙制度特別委員会の政党法案第二八条には、「政党又はその支部は、法律若しくはこれに基く命令により設立された法人又は株式会社その他営利を主たる目的とする法人から寄附を受領してはならない。」との規定が置かれていたが(労働者教育協会編 川村俊夫・宮森繁監修『解説と資料 政党法』三七頁以下(学習の友社、昭五九)参照)、改めてこうした原点に立ち返る必要があらう。

(25) こうした解釈は、法人の政治献金の可否を法人の目的の「法規上および定款上の厳しさ」や強制加入団体であるか否かによって決する立場からは導きにくく、むしろ、法人の政治献金の可否を多数決原理によっても奪われない構成員の固有権を侵害するか否かによって決する立場に立つてこそ導くことができるといえよう。

ところで、法人の構成員全員の意思に基づくものであれば、政治献金は可能であるとする見解に立つ者として、富山康吉「株式会社のみなす献金(三一完)」民商四七巻六号九〇四頁以下(昭三八)、四宮発言・前掲注(19)三六頁、星野発言・前掲注(19)二二頁、二六頁がある。すなわち、富山教授は、「株主の全員の意思によって政治献金がなされる場合は、これを肯定するほかはないだろう。全員がそれぞれ市民としてのみづからの意思によって決めたものであり、かつその全員が構成員として会社財産の処分権能を有する以上、これを否定する理由はないからである。法的構成としては、その政治献金は、全員が市民としてなす行為であつて、会社のみなす行為ではなく、会社はいわばその通路にすぎないと考えられることとなる。」とされ(富山・前掲九〇四頁以下)、星野教授は、「株主全員がオーケーといつてもやつてはいけないことがあり、これがまさに九〇条の問題だろうと思われます。これに対して、株主全員がオーケーというならばやつてもいいことがありはしないかと思われます。たとえば、まさに宗教とか政治献金などはその辺の領域にある問題じゃないかという感じがするのです。そういう意味で、

これを中間的な領域だと申したのです。つまり、新説をとって、民法四三条は代表機関の代表権の範囲の問題だ、といえは抽象的には民法四三条の問題ということになりますが、その制限の根拠が、民法四三条の予定しているような、株主の利益や公益目的の実現ではなく、政治的宗教的な行動といった、本来他人が代わってすることできない行為だから、ということになるからです。しかし、それゆえに、株主や社員全員が一致すればできる範囲があるわけです。しかし、別個の公序の要請から、全員が一致してもできない行為がある、ということになり、このときに初めて民法九〇条が問題になるので、ここでの問題は民法九〇条そのものの問題ではないように思うのです。」(星野発言・前掲二二頁)、「思想・信条の自由というか、政治的な立場をとることの自由といえますか、それにかかわる問題は、非常に重要なことで、法人の名において代表機関がするのをまかせることではないのじゃないか。逆に言えば、全員一致ならばやってもいい、ということではないかと思うのです。たとえば政治献金でも、自分がもうけた金は全部某党のために使うという会社があつて、株主も賛成しているということならばそれもかまわないし、ある会社がある宗教団体のためにお金をもうけるということを全員一致で決めて実行するということであれば、かまわないのじゃないかという感じがするのです。」(星野発言・前掲二六頁)とされる。

また、北野教授は、「税理士会と税政連とは名実ともに別組織とする。税政連はあくまで任意加入の組織とする。退会も自由とする。そのような一定の政治活動に参加することに同意した税理士のみが、そのために同組織(税政連)に提供した会費等から政治献金をして違法とはならないであろう。」とされるが(北野弘久「税理士会の政治献金」時法一三一―一六九頁(昭六二)二)、こうした任意加入の別組織を通じて政治献金を行う方法も許されよう。

なお、構成員の固有権を侵害しない法人の政治献金の方法として、構成員の政党支持の立場に按分比例した献金を法人の財産から各政党に支出する方法も考えられるが(星野発言・前掲二八頁)、この方法によると、無党派の構成員の意向が無視されること、特定政党・特定の候補者を支持している構成員であったとしても、法人にその立場を告知するとすると、投票の秘密(憲法一五条四項)が害される結果となることから、妥当でないと考ええる。三枝教授も、「例えば社会党が三割で、自民党が七割だといったら三、七で会社は政治献金を出したらいいじゃないか、それなら否定することはないだろうというお話もあるわけです。株主が自分の財産をどこへ使おうと勝手だということになるでしょうけれども、しかし、そうだとすると、本当に三割、七割とどうやって確定するんだろうか、株主にそこでもってお前は共産党を支持するのか、社会党を支持するのかと求めることになるわけですから、政治的信条の表白を強制することになるので、憲法違反になるおそれがあります。」として、こうした方法

を批判される(シンポジウム「政治資金」日本財政法学会編「政治資金」九八頁(三枝一雄発言)〈字陽書房、平三三〉)。

- (26) 我妻博士は、政治献金に関し、「ぼくはできれば個人に限っていくのが筋だと思っている。そうしていくことが望ましいと考えている。」とされる(我妻栄ほか「ジュリストの目」政治資金の規制」ジュリ三六五号二頁(我妻発言)〈昭四二〉)。なお、解釈論として、政治献金は個人献金とし法人の献金は原則として否定する見解を主張する者として、富山康吉「株式会社のみならず政治献金」(一)―(三)完」民商四七卷三三三四頁以下(昭三七)、五号七一四頁以下(昭三八)、六号八九六頁以下(昭三八)、四宮発言・前掲注(19)三三頁以下、鈴木竹雄ほか「会社の政治献金の法律問題―東京高裁の判決をめぐって―」ジュリ三四三三三頁(小林直樹発言)〈昭四二〉、福岡博之「会社と政治献金」企業法研究一八四輯二頁以下(昭四五)、木下廣居「政治献金に関する最高裁の判決」企業法研究一八四輯二頁以下(昭四五)、上林良一「八幡献金判決の意味するもの」企業法研究一八四輯六頁以下(昭四五)、西原寛一「判批」民商六四卷三三五〇八頁以下(昭四六)、鍛冶良堅「法人の『目的ノ範囲』」星野英一ほか編「民法講座I」一八四頁(有斐閣、昭五九)、相本・前掲注(19)一七四頁、北野弘久「税理士会の政治献金」時法一三一―一三六頁以下(昭六二)、森泉章「判批」星野英一・平井宜雄編「民法判例百選I」二五頁(有斐閣、平元)、三枝一雄「『会社のみならず政治献金』論について」法論六三卷二二三号八〇頁以下(平二)、新山・前掲注(19)一五七頁、シンポジウム「政治資金」日本財政法学会編「政治資金」七四頁(坂本重雄報告)、一一五頁(高柳信一発言)、一二〇頁(隈野隆徳発言)〈字陽書房、平三〉、白羽祐三「プロパティと現代的契約自由」一一二七頁以下(中央大学出版部、平八)など。

(27) 現実的には、不当利得返還請求権は、従前の多数派と異なる多数派が形成され役員が交代しないと行使されないであろう。また、株式会社・有限会社の場合には、少数株主権ないし少数社員権として、株主ないし社員に、取締役の違法行為差止請求権(商法二七二条、有限会社法三一条ノ二)が認められている(従って差止の仮処分を求めることが出来る)ほか、代表訴訟提起権(商法二六七条、有限会社法三一条)により取締役の会社に対する責任(商法二六六条、有限会社法三〇条ノ二)を追及することが認められており、しかも後者については民事訴訟費用等に関する法律四二条二項によって申立手数料が一律八二〇〇円となつたことから、こうした訴えが多く提起されることにならう。しかし、労働組合や税理士会のような法人の場合には、構成員が当該違法支出を行った法人役員の人に対する責任を追及して、法人基金へ違法支出額の返還を求める請求を行使することは、代表訴訟のような規定がない以上、消極的とならざるをえないし(民法上の公益社団法人に関し、商法二六七条の類推適用を否定したものととして、東京地判平成七年三月六日金法一四四五号六二頁)、また、こうした違法支出を行った法人役員を被告とし

て、自己の納入した組合費ないし会費中違法目的に使用された部分を自己に返還するよう求める請求も、構成員が自己の納入した組合費ないし会費につき原則として持分をもたないから、消極的とならざるをえない（近藤昭雄「政党支持問題の法的側面」勞旬八六五号四六頁〈昭四九〉、菅野和夫『労働法』四四九頁〈弘文堂、第四版、平七〉）。さらに、全部差止請求または法人基金への全部の返還請求を認める見解（川口実「労働組合の政党支持の自由と統制権」季勞六七号一九頁〈昭四三〉）や、反対構成員が自己割当て部分につき支出差止請求もしくは法人基金への返還請求を行うことを認める見解（西谷敏「労働組合の政治活動と内部関係―主として政党支持問題を中心として」勞旬八七三号二四頁〈昭五〇〉）や反対構成員が法人を相手に、支出された資金中自らの負担した部分の返還を要求することができるとする見解（石川吉右衛門『労働組合法』五五頁〈有斐閣、昭五三〉）もあるが、その法的根拠が不明確であり、支持し得ない。結局、こうした法人の場合には、反対の構成員が法人に対して支出の違法性の確認を求めうる法的地位を有すると解し、これを被保全権利として違法支出の差止め仮処分をなし得ると解すべきであろう（菅野・前掲四四九頁参照）。

- (28) 自治体が靖国神社や護国神社に玉ぐし料などを支出する場合、これが違憲とされると、合憲との前提で玉ぐし料などを支出してきた自治体や知事、及びそれを受けてきた神社に混乱を来し法的安定性を害するとの批判が考えられ、政治献金を無効とする場合と同様の問題が生じるが、一九九七年（平成九年）四月二日の最高裁判決は、愛媛県が、靖国神社の春秋の例大祭やみたま祭に支出した玉ぐし料と献灯料の計七万六千円と、その分社的性格を持つ県護国神社へ支出した供物料九万円は、「憲法が禁止した宗教的活動に当たる」として、計一六万六千円の支払いを原に賠償するよう白石春樹・前知事に命じる判決を言い渡している（最大判平成九年四月二日判時一六〇一号四七頁）。

(29) 四宮発言・前掲注(19)三四頁以下

(30) 鈴木竹雄「政治献金判決について」商事二七八号六頁（昭三八）、我妻発言・前掲注(26)二二頁

(31) 白羽・前掲注(26)一一三頁、九四二頁

(32) 四宮発言・前掲注(19)三五頁